

第 6 回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案）

平成 26 年 6 月 25 日開催

○各区からの意見について

- ・まちづくりの窓口としてのまちづくり交流室はどのように感じているのか。まちづくりの窓口をはっきりと示していただきたい。

⇒今後、住民主体のまちづくりを支援していける機能を充実させようと考えているところ。

○条文素案（案）に対する意見

〔区民の定義について〕

- ・区民の定義をするべきではないか。
 - ・区民と市民は基本的に同じであり、「第 6 章においては市民の定義を区民の定義と読みかえる」ということはできないか。
 - ・どこに定義づけするかが問題。読みにくいことは避けてほしい。
- ⇒経緯からすれば定義の必要性がある。定義するところで法制協議を行う。

〔区長等の定義について〕

- ・区民の定義が必要ならば、区長等の定義が必要ではないか。
- ・その他（ほか）の区に見えてしまう。「区長等（区長及びまちづくりに関わる職員）」がよいか。
- ・「区長等（区のまちづくりに関わる職員）」がよいか。

〔35条2項〕

- ・「まちづくりを取り組む」→「まちづくりに取り組む」がよいのではないか。

〔説明文に対する意見〕

- ・「区のまちづくりの範囲」、「区のまちづくりは区の職員だけがやるものではないこと」を解説にきちんと書いて分かりやすくしておくべき。
- ・35条2項の各号の規定について、具体例などを解説で示しておくべき。

○今後の予定について

- ・パブリック・コメントの意見内容について、早めに知らせしてほしい。
- ・地域説明会を機会に、協働の概念について、職員、市民にしっかりと説明していただきたい。